

答 申

第 1 審査会の結論

山梨県知事（以下「実施機関」という。）が令和 5 年 1 月 2 4 日付け富東福第 8 8 8 9 号－1 及び富東福第 8 8 8 9 号－2 で行った行政文書不開示決定処分（以下「本件処分」という。）は、いずれも妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和 4 年 1 2 月 2 8 日付け（令和 5 年 1 月 1 0 日受理）で、山梨県情報公開条例（平成 1 1 年山梨県条例第 5 4 号。以下「条例」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、「都留文科大学及び山梨県立都留興譲館高等学校（以下「両校」という。）に関して令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 6 月 3 0 日までの間に、学校保健安全法又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）の規定に基づく結核健康診断を学生及び生徒を対象に行った結果として、富士・東部保健所に令和 4 年 7 月 1 0 日又は翌開庁日までに提出があった感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（以下「感染症法施行規則」という。）第 2 7 条の 5 第 1 項各号に関する資料一式」の行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対して、条例第 1 2 条第 1 項の規定に基づき、開示請求の対象となる行政文書として、別紙の文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、条例第 1 2 条第 2 項の規定に基づき、令和 5 年 1 月 2 4 日付け富東福第 8 8 8 9 号－1 及び富東福第 8 8 8 9 号－2 をもって審査請求人に行政文書不開示決定を通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和 5 年 1 月 2 9 日付け（同年 2 月 1 日受理）で行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 2 条の規定により、実施機関に対して、本件処分を併合して審査請求を行った。

第3 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、本件対象文書を開示するとの決定を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書において主張している内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 結核とは、感染症法第6条第3項第2号に掲げられた「二類感染症」である。感染症法第53条の2第1項において、「学校（専修学校及び各種学校を含み、修業年限が一年未満のものを除く。以下同じ。）の長（中略）は、それぞれ当該事業者の行う事業において業務に従事する者、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は（中略）であつて政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。」とされている。

両校は、「学校」であり、各学校の長は、対象者に健康診断を実施する措置義務がある。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（以下「感染症法施行令」という。）第12条第1項で、具体的に、感染症法第53条の2第1項の規定により定期の健康診断を受けるべき者は、次の各号に掲げる者とし、同項の政令で定める定期は、それぞれ当該各号に定めるものとするとしており、第2号においては「二 大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校（修業年限が一年未満のものを除く。）の学生又は生徒の入学した年度」と列挙されている。つまり、当該高等学校の教職員及びいわゆる一年生の生徒に対して、感染症法の規定に基づく健康診断を高等学校の学校長が実施しなければならない。

- (2) 感染症法の健康診断を実施した場合、感染症法第53条の7第1項として、「健康診断実施者は、定期の健康診断を行ったときは、その健康診断（感染症法第53条の4又は同法第53条の5の規定による診断書その他の文書の提出を受けた健康診断を含む。）につき、受診者の数その他厚生労働省令で定める事項を当該健康診断を行った場所を管轄する保健所長（その場所が保健所設置市等の区域内であるときは、保健所長及び保健所設置市等の長）を経由して、都道府県知事に通報又は報告しなければならない。」とさ

れている。

そして、対象文書は感染症法施行規則第27条の5第1項各号に関する資料であり、「定期の健康診断の実施者（以下次項において「健康診断実施者」という。）は、感染症法第53条の2の規定によって行った定期の健康診断及び同法第53条の4の規定によって診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について、次に掲げる事項を、1月ごとに取りまとめ、翌月の10日までに、同法第53条の7第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定に従い、通報又は報告しなければならない。」とされている。

つまり、健康診断実施日を含む月の翌月10日までに、両校の所在地を所管する保健所あてに提出すべき文書である。すなわち、令和4年4月実施分は翌月10日又は翌開庁日までに、又は、同年5月実施分は翌月10日又は翌開庁日までに、などと定期的に報告されているはずである。よって、2件の行政処分の「開示しない理由」の主張は不合理であり、2件の行政処分では対象文書の特定が不十分である。

ところで、都留興譲館高等学校は地方公共団体である山梨県教育委員会が設置する学校であるから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第16項「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」に抵触する状態である。つまり、厚生労働省令に違反してその事務が行われているとは到底信じがたい。

また、公立大学法人都留文科大学は地方独立行政法人であり、「その行う事務及び事業が住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地から確実に運営するように努めなければならない。」から、民間事業者よりも法令を遵守することが求められる機関である。

よって、両校がそれらの所在地を所管する保健所に厚生労働省令で定められた資料を定期的に提出していないとは到底信じがたい。

また、仮に法令違反の状態がある場合には、富士・東部保健所は看過できる状態ではないことから、既に事業者らに指導を行っているはずである。令和4年度に限って、事業者が感染症法等の措置義務を怠っているということは合理的ではない。

- (3) 以上から、2件の行政文書及び「開示しない理由」の提示は感染症法等の規定に抵触している状態であり、合理的でない。

よって、2件の行政処分を取り消し、さらに対象文書を特定し、新たに行政文書を開示するとの裁決を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書において説明している内容は、おおむね次のとおりである。

1 本件対象文書

本件対象文書は、感染症法第53条の2第1項において規定されている結核に係る定期の健康診断について、感染症法施行規則第27条の5第1項各号に関する情報が分かる文書のうち、令和4年7月10日又は翌開庁日までに提出があった文書である。実施機関は、本件対象文書について、開示請求日時点で当該行政文書を作成又は取得しておらず、都留文科大学は令和5年1月26日に提出があり、都留興譲館高等学校は同年1月25日に提出があったことから、開示請求日時点で存在しないため不開示とした。

第5 審査会の判断

本件請求に対して、実施機関は本件対象文書については、開示請求日時点で作成又は取得しておらず、存在しないとして、本件処分を行った。

これに対して、審査請求人は、本件対象文書の開示を求めていることから、本件処分の妥当性について、次のとおり検討する。

1 本件対象文書の存否について

実施機関は、本件対象文書が不存在であることを理由として本件処分を行ったものであるところ、両校の生徒又は学生を対象とする結核に係る定期の健康診断については令和4年6月30日までに行われ、本件対象文書は、同年7月11日までに富士・東部保健所長に提出されていることが、本件対象文書が存在する前提となる。

この点、当審査会事務局職員をして実施機関に確認させたところ、都留文科大学の検診は、学生においては、同年4月2日、7日、8日、10日、教職員においては、同年10月12日、13日（別途人間ドック等も実施）に行っており、都留興譲館高等学校の検診は、学生においては、同年4月25日、教職員においては、同年8月10日（結果の通知は約1か月後）に行われている。

本件対象文書について、実施機関は、令和4年7月11日までに報告がなかったとしており、本件請求に係る行政文書について、本件請求を踏まえ改めて探索し、両校からの提出の時期について確認を行ったが、都留文科大学においては令和5年1月26日（同年1月23日に提出されたものの、修正があり再度提出されたのが同年1月26日）、都留興譲館高等学校においては同年1月

25日より以前に提出がなかったとしており、その説明に不自然な点は見当たらない。

その他、本件対象文書が令和4年7月11日までに、富士・東部保健所長に提出されたことをうかがわせるに足りる事情はない。

したがって、開示請求日時点で、実施機関において本件対象文書を保有していたとは認められない。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他縷々主張しているが、本件処分の妥当性は上記のとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記の判断に影響を及ぼすものではない。

3 結 論

以上のことから、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 付 言

当審査会の結論は以上のとおりであるが、当審査会は以下の点について、本来的な権限ではないものの、付言したい。

すなわち、感染症法上、当該対象文書の期限内の提出義務は、一義的に健康診断実施者に課せられるものである一方で、本件対象文書の根拠規定たる感染症法第53条の7においては、「本条は、健康診断の結果等に関する統計的情報が本法の目的の達成に必要な基礎的情報であり、本法に基づく具体的な権限及び施策を実施する都道府県行政の基礎となることから、都道府県が統計的情報を把握し、各種措置、結核の予防に資する対策、事業に活用せんとする趣旨」（厚生労働省健康局結核感染症課監修『詳解 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 四訂版』（中央法規、平成26年）252頁）であるとされている。

そうすると、実施者に対し早期に報告を求めるべきであったと思われるが、実際には、法令に定める期間を大幅に超過する状態であった。今後は、実施機関においては、これらの情報をより速やかに収集するように努められたい。

5 審査の経過

審査会の調査審議の経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 議 事 項
令和5年3月28日	○諮問 ○実施機関から弁明書の写しを受理
令和5年6月12日 (令和5年度第1回審査会)	○審議
令和5年9月5日 (令和5年度第2回審査会)	○審議
令和5年9月26日	○答申

山梨県情報公開審査会委員

(五十音順)

氏 名	役 職 名	備 考
芦沢 幸彦	元代表監査委員	
伊藤 智基	山梨県立大学国際政策学部准教授	会長
大島 わかな	弁護士	
平井 貴美代	山梨大学大学院総合研究部教授	
八巻 力也	弁護士	会長代理

別紙

	請求対象文書	特定した文書
1	都留文科大学が令和4年4月1日から令和4年6月30日までの間に、学校保健安全法又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づく結核健康診断を学部学生を対象に行った結果として、富士・東部保健所に令和4年7月10日又は翌開庁日までに提出があった感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第27条の5第1項各号に関する資料一式	左記に同じ
2	山梨県立都留興譲館高等学校が令和4年4月1日から令和4年6月30日までの間に、学校保健安全法又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づく結核健康診断を生徒を対象に行った結果として、富士・東部保健所に令和4年7月10日又は翌開庁日までに提出があった感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第27条の5第1項各号に関する資料一式	左記に同じ